

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用する転出届（郵送用）

※紙製の通知カードでは手続きできません

※必ず裏面をご覧ください

これまでの住所	〒 ー 福岡県福津市			
これまでの世帯主	(フリガナ)			
転出日	平成・令和 年 月 日			
新しい住所	〒 ー			
新住所の世帯主	(フリガナ)			
転出する人	フリガナ	生年月日	性別	世帯主との続柄
	氏名			
		明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女	
		明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女	
		明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女	
		明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女	
		明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女	
		明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女	

申請日：令和 年 月 日

届出人氏名



昼間連絡の取れる電話番号

※請求者の写真付マイナンバーカード（紙の通知カードではありません）もしくは住民基本台帳カード（写真付でない場合は加えて官公庁発行の顔写真付の本人確認資料）の写しを必ず同封してください。

転出証明書 請求書	マイナンバーカード もしくは 住民基本台帳カード の写し	本人確認資料 のコピー (顔写真なしの住基 カードの場合)	811-3293 福岡県福津市中央1-1-1 福津市役所 市民課
お問合せ先 福津市役所 市民課 TEL: 0940-43-8103 (直通) 津屋崎行政センター TEL: 0940-52-1234			送付先 〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号 福津市役所 市民課 宛

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方でも以下に該当する方は
この方法で転出できません

- ・新しい住所に住み始めてから14日以上経過している方
- ・カードの有効期限が切れている方、一時停止・失効等により無効となっている方

◎ マイナンバーカードを利用して転出される方へ

- ・新しい住所の市区町村に住み始めてから14日以内に手続きをしてください。

※転出（予定）日から30日以内に転入手続きをしないと転入手続きは出来ませんが、マイナンバーカード、住民基本台帳カードは失効しますのでご注意ください。

※転出（予定）日から60日以内に転入手続きを行わないとマイナンバーカード、住民基本台帳カード使ったの転入手続きができなくなります。その場合、再度福津市で転出手続きをし、転出証明書に準ずる証明を取得してください。

- ・転入の際に暗証番号（発行の際に入力した数字4桁）の入力が必要です。

- ・マイナンバーカードの継続手続きは転入届出日から90日以内に行ってください。

・国民健康保険や児童手当などのサービスを受けている方は手続きが必要になる場合がありますので下記担当課へ事前にお問合せください。

保険年金医療課：0940-43-8127

こども課：0940-43-8124

◎ 住民基本台帳カードを利用して転出される方へ

- ・新しい住所の市区町村に住み始めてから14日以内に手続きをしてください。

※転出（予定）日から30日以内に転入手続きをしないと転入手続きは出来ませんが、マイナンバーカード、住民基本台帳カードは失効しますのでご注意ください。

※転出（予定）日から60日以内に転入手続きを行わないとマイナンバーカード、住民基本台帳カード使ったの転入手続きができなくなります。その場合、再度福津市で転出手続きをし、転出証明書に準ずる証明を取得してください。

- ・転入の際に暗証番号（発行の際に入力した数字4桁）の入力が必要です。

- ・住民基本台帳カードの継続手続きは転入届出日から90日以内に行ってください。

・国民健康保険や児童手当などのサービスを受けている方は手続きが必要になる場合がありますので下記担当課へ事前にお問合せください。

保険年金医療課：0940-43-8127

こども課：0940-43-8124